

経営安定関連保証(セーフティネット保証)第5号認定(イ-②・③・⑤・⑥)のご案内

(令和6年7月1日更新版)

1 制度概要

全国的に業況の悪化している業種(ただし、経済産業大臣の指定を受けた業種)に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対して保証限度額の別枠化等を行い、信用保証協会が借入金の80%を保証する制度です。

2 対象中小企業者

次の全てに該当する方。

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。

(2) 最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。)が前年同期(イ-⑤・⑥)の認定基準緩和様式については※1参照)の売上高等に比して5%以上減少していること。

※1 イ-⑤・⑥の認定基準緩和様式にて申請する場合は、原則として最近3か月の売上高等が**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期**に比して5%以上減少していることが必要です。ご注意ください。

(3) 2つ以上の業種を行っており、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種が指定業種に属すること(イ-②・⑤)、または、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていること(イ-③・⑥)。

※2 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、または、営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合は、イ-①・④に該当し、申請様式も異なりますのでご注意ください。

3 申請期間 経済産業大臣による指定期間

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック ✓
認定申請書2通(代表者印を押したもの)	○	○	
認定申請書の添付書類	○	○	
直近1年分の決算書及び申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書及び青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※コピー可(但し発行後3カ月以内のもの)	○		
営業証明書(税務課にて発行できます)		○※3	
許認可証の写し	○※3	○※3	
指定業種を確認できる書類(取扱い商品がわかる書類、 許認可証、登記事項証明書や営業証明書など)	○	○	
各月の売上高がわかる書類(試算表や売上台帳の写し)	○	○	
委任状(代理申請の場合のみ、様式自由)	○	○	

※3 売上の減少理由が新型コロナウイルス感染症の場合は、省略可能です。

5 留意事項

- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- ・ 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- ・ 認定書の有効期限は発行日を含め 30 日です。

6 申請先・問合せ

加須市役所

産業振興課 加須市三俣 2-1-1

TEL 0480-62-1111（内線 252）